

令和5年度（2023）
地域密着型サービス事業者
公募要項

甲州市
介護支援課

1 公募の趣旨

甲州市（以下「市」という。）では、「甲州市高齢者いきいきプラン」（甲州市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画：2021年度～2023年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する指定候補事業者を選定するものです。

2 募集の地域密着型サービス事業及び募集数

地域密着型サービスの種類	公募数	日常生活圏域	定員数
小規模多機能型居宅介護	1箇所	市内全域	登録定員29人以下
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1箇所	市内全域	

※定期巡回・随時対応型訪問型介護看護は一体型・連携型いずれの形態も可能です。

3 募集期間

令和5年5月25日（木）から令和5年6月26日（月）まで

4 対象者

令和6年3月までに施設整備及び指定手続きを完了し、同年4月よりサービスの提供開始が見込める事業者を対象とします。

5 公募要件

公募事業者は、以下の要件をすべて満たすことが必要となります。

- (1) 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力を有する法人であること。法人設立予定者は、設立時期等が明確なものに限ります。
- (2) 現に介護保険サービス事業を運営していること又は当該事業に経験を持つ職員を配置したり開設までに職員養成を確実に行う予定であることなど、事業を円滑に実施する能力があると認められること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (4) 法人等の代表者並びに役員は、甲州市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないものであること。
- (6) 法人等並びに代表者は、国税及び地方税を滞納していないこと。代表者については、介護保険料を滞納していないこと。
- (7) 建設予定地については、原則として、法人等が所有している土地、あるいは用地取得が確実な土地であること。また、借り上げにより建設予定地を確保する場合は、施設の長期の運営が保障されるための適切な措置（30年間以上の地上権又は借地権の設定及び登記等）がなされているものであること。

抵当権等、用地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であること。なお、借り上げに伴う賃借料の水準は、法人経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であること。

- (8) 整備に当たっては、新型コロナウイルス感染症などの感染防止に配慮した設備及び構造とすること。
- (9) 災害に対する安全性が確保されていること。また、新耐震基準（昭和56年の法改正以降の基準）を満たしていない建物については、耐震補強を行うこと。
- (10) 整備計画は、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等関係法令及び山梨県並びに市の関係条例等を遵守したものであること。
- (11) 令和6年度からサービス提供開始ができる事業者であること。

6 書類の提出

- (1) 応募者は、募集期間内に整備計画を甲州市介護支援課に持参してください。
(郵送・メールでの提出は受付できません)
- (2) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
- (3) 提出場所・提出時間

- ・提出場所 甲州市役所 介護支援課 介護保険担当
山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
電話 0553-32-2111（代表）
0553-32-5066（直通）
- ・提出時間 募集期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

- (4) 提出の際は、事前に甲州市介護支援課介護保険担当にご連絡ください。
- (5) 提出書類については、原則としてA4縦左綴じで作成し(パンフレット等を除く)、フラットファイル等に、別紙「整備計画に関する提出書類一覧」の掲載順に綴ってください。その際、番号ごとにインデックスをつけてください。

7 応募に関する質問

- (1) 質問の受付方法

公平を期すために窓口、電話等での個別での質問には一切答えられません。
また、質問受付期間後の質問は一切受付できません。
質問の受付期限は、令和5年6月2日（金）の午後5時までです。
質問票を電子メール（宛先 kaigo@city.koshu.lg.jp）で提出してください。
提出した場合は、確認の電話を必ず入れてください。

- (2) 質問への回答

電子メールで質問者へ回答いたします。全体に係わるものと判断した場合には、随時ホームページへ掲載します。

8 整備計画について

(1) 作成すべき整備計画書類は、別紙「整備計画に関する提出書類一覧」のとおりです。

(2) 注意事項

①提出された書類に偽造、虚偽の記載等があった場合は、提出自体がなかったものとして扱います。

②提出された書類の返却はしません。募集期間後の書類の差替えは認めません。

③整備計画地の変更は、将来にわたって認めません。

④審査の過程で、市から照会があった事項や提出を依頼された資料は、速やかに回答や提出をしてください。

⑤施設整備に係る補助金は、「山梨県介護基盤整備等事業費補助金」及び「山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金」を財源として交付する予定です。ただし、交付については、県の予算の範囲内となることから、補助単価の減額や、補助金制度の廃止、申請しても補助事業として採択されないことなど、補助金の交付を受けられない場合があることを予めご了承ください。

また、市では、これらの補助金の採択、不採択に関わらず、市単独の補助は行いませんので、採択されない場合は、事業者が整備に要する費用の全額を調達することとなります。資金計画の策定にあたっては、建築事業費の縮減に努められるとともに十分に余裕をもって計画してください。

9 指定候補事業者の選定

指定候補事業者は、審査委員会において選定し、市長が決定します。審査委員会は、甲州市介護保険運営協議会の意見を聴き、その意見を選考に反映させます。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

(1) 審査方法

①書類審査…提出書類をもとに、書類の不備、募集要項に規定している資格要件に抵触していないかに加え、人員・設備基準や経営状況、介護給付の適正化・効率化への取り組みなど書類審査を行います。

②プレゼンテーション…提出書類の内容に関するプレゼンテーションを行います。

③最終審査…評点の合計が標準点を超過している場合は、評点を基に審査を行い、指定事業者を選定するか否か決定します。

(2) 審査項目

①法人の理念、整備の趣旨、事業実績、法令等の遵守、法人運営の公平性・透明性

②用地の立地条件、周辺環境、規模、安全性

③施設設計

④資金計画、適正な収支見込、経営の安定性

⑤職員の採用の方針・計画、職員育成、事故防止対策、事故発生時の対応、非常災害時や感染症発生時などの緊急時の対応、苦情対策、利用者への対応

⑥関係機関・地域との連携

10 スケジュール（予定）

期 間	内 容
5月25日～6月26日	応募申込書受付期間
7月～8月	書類審査、プレゼンテーション、 審査委員会
9月	事業者へ選定結果通知
令和6年3月	施設整備・指定手続き完了
令和6年4月	サービス提供開始

※スケジュールは、あくまでも予定であり、都合により変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

11 選定の結果

- (1) 選定結果は、応募事業者にも文書で通知する予定です。
- (2) 選定された事業者については、市のホームページで公表します。
- (3) 審査・選定の結果に対する異議には、一切応じられません。
- (4) 指定候補事業者は、改めて事業者の指定申請を行っていただきます。その際、指定基準、運営基準等を満たさない場合には、指定しないことがあります。

12 選定の取消

- (1) 虚偽その他不正な手段により、選定を受けた場合は、その決定を取り消します。
- (2) 選定後、応募者が介護保険法等関係法令に違反していることが判明した場合はその決定を取り消します。
- (3) 選定後、整備計画に重大な変更が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
- (4) (1)～(3)により決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を市に求めることはできません。

13 遵守事項

- (1) 整備及び運営に当たっては、介護保険法、甲州市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等、関係法令、通知等を遵守してください。
- (2) 地域密着型のサービスであるため、地域医師会等医療関係者及び地域の福祉関係者と連携して事業を実施してください。
- (3) 計画段階から、地域住民との協議を充分行うなど、地域のニーズに配慮してください。

14 入所者について

地域密着型サービスは、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるために創設されたものである点を踏まえ、今回の整備施設の利用者は、原則として本市に住民登録をしている者としします。

1 5 その他

- (1) 指定候補事業者は、市の一般競争入札に準じた方法により、建設業者を選定してください。
- (2) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、市は損害賠償請求及び求償、その他一切の責任を負いません。申請にあたっては、関係者に対し、十分な説明等を行い明確な同意を得てください。
- (3) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担です。
- (4) 提出された書類中の個人情報等については、本選考以外の目的には使用しません。
- (5) 事情により、応募を取りやめる場合は、辞退届出書（任意様式）を速やかに提出してください。選定後に辞退する場合も辞退届書（任意様式）を速やかに提出してください。
- (6) 小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、老人福祉法第14条の規定に基づき山梨県に届出が必要になります。
- (7) 生活保護受給者が地域密着型サービスを利用するためには、事業者が生活保護法による「指定介護機関」として、事前に山梨県知事の指定を受ける必要があります。